

公 告 第 175 号

## 任意継続被保険者の平成 30 年度における標準報酬月額公告

健康保険法第 47 条第 1 項 2 号の規定による当健康保険組合の平成 29 年 9 月 30 日現在における全被保険者の平均標準報酬月額および平成 30 年度の標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告します。

平成 30 年 2 月 21 日

フォーラムエンジニアリング健康保険組合  
理 事 長 林 誠 一



記

1. 平成 29 年 9 月 30 日現在の平均標準報酬月額  
280,197 円
2. 平成 30 年度における標準報酬月額  
21 等級 280,000 円
3. 適用年月  
自 平成 30 年 4 月 1 日  
至 平成 31 年 3 月 31 日

以上